

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2024年 8月 31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市中京区河原町通三条下る山崎町250番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ラウンドワンジャパン 代表取締役社長 川口 英嗣

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	121 台	0 台	0 台	121 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	32 台	0 台	1 台	32 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.2	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗で所有している冷媒用代替フロン使用機器のリストと簡易点検表を作成し、年に4回(4半期毎)点検を実施している。</li> <li>点検結果の記入と実施記録票の保存を行い、関係社員がいつでも閲覧できる場所に保管している。</li> </ul>							
	廃 棄 時	取引業者にすべて委託している。							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近で6月30日に店舗側の簡易点検表を用いて、定期点検を実施した。</li> <li>月に1回取引業者による定期点検を実施してもらっている。</li> </ul>							
	廃 棄 時	取引業者にすべて委託している。							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	導入に向け検討する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。